鑑 多 み、 面 違 法 的 これ 機 伐 採 能 に を 及 抑 影響を及ぼ び 制 違 す 法 る 伐 採 た す \otimes に お \mathcal{O} 係 そ 取 る 組 れ 木 を一 が 材 あ 等 り、 層 \mathcal{O} 強 流 化 ま 通 た、 L は、 て 木 1 地 くこと 材 球 市 温 場 暖 が に 化 極 お \mathcal{O} \otimes け 防 て る 止 公 重 要と 正 自 な 然 な 取 環 引を 2 境 て \mathcal{O} 害 7 保 しする る。 全、 お 林 そ 産 れ 物 が \mathcal{O} あ 供 る 給 Ł 等 \mathcal{O} \mathcal{O} 森林 で あ ることに 0 する

よって、 政 府 は 本 法 \mathcal{O} 施 行 に当 た り、 次 \mathcal{O} 事 項 \mathcal{O} 実現に 万全を期すべ きであ る。

- に、 合法 本法 性 0 類 確 似 認 制 \mathcal{O} 方法 度 لح 等 \mathcal{O} をは 関 係 じめ に . つ とし 1 て た各措 木 材 関 連 置 事 \mathcal{O} 業者に 詳 細 を 分 定 かり 8 るに当たっ 、やすい 形 で整理 て は、 を行うこと。 関 係 者 $\bar{\mathcal{O}}$ 意見を十 分に踏まえるととも
- た \mathcal{O} に 規 新 たに 追 V 定 加 が 合 さ 設 れ 法 け る 5 性 小 れ \mathcal{O} すること。 売事業者も含め、 ることに 確 認 等 が 義 鑑 務付 み、 改 け 合法 正 5 内 れ · る 川 性 容 \mathcal{O} \mathcal{O} 確 上 周 認 知 等 徹 水 際 に 底 関 を \mathcal{O} す 义 木 る情 材 るととも 関 報 連 事業者 が消 に、 費者まで 及 Ш U 中 素 材 伝わるよう、 Ш 生産 下 \mathcal{O} 販 木 売事 材 関 · 業者 制 連 度 事 業 に \mathcal{O} 趣 者 対 旨 に L 及び 対 て は、 L て 改 正 罰 内 則 容 新 等

に

0

7

+

分

周

知

- 三 کے えるよ 断 <u>、</u>う、 伐 採 に ま よっ た、 2 7 森林 木 材 所 関 有者の 連 事 業 者 資 12 産 ょ が る合 毀損されることの 法 性 \mathcal{O} 確 認 に 当たって十 ない よう、 . 分 1 な 市 情 町 村 報 提 が 伐採届 供 が 行 等に わ れ に係るチ るよう、 工 ツ 助 クを 言 等 適 を 切 うこ に 行
- 兀 す ヤ るため、 木 1 材 関 等 \mathcal{O} 連 事 情 原 業 報 産 国 者 を 提 が 地 供 樹 域ごとに す 木 る \mathcal{O} 等 伐 合法 採 · 整 さ 理 れ 性 た \mathcal{O} L た 確 地 違法 認 域 が に 適 伐 お 切 採 け る \mathcal{O} か 発 違 0 円 生 法 状 滑 伐 採 に 況 行 及 \mathcal{O} び 状 わ IJ 況 れ ス を るよう ク 勘 情 案 報、 に L す て る 適 合 た 法 切 8 性 12 \mathcal{O} \mathcal{O} 合 法 必 確 要 認 性 な 0 \mathcal{O} 措 方 確 法 認 置 を に を 関 す 講 ず するフ ること ること。 を 確 保 チ
- 五. 違 法 伐 採 及び 違 法 伐採 に係る木 材 等 0 流 通 0 抑 制 に は 需要 側 であ る 消 費者 か ら合法 性 確 認 木 材 等 を求 めていくこ

とが 重要であることに鑑 み、 合法 性 確 認 木 材 等 0) 流 通 及 び 利 用 を 促 進する意 義 12 関 す Ź 国 民 0 理 解 醸 成 を 一 層 促 すた

めの措置を講ずること。

六 違 法伐 採 に係る木材等 を利 用 L な い ようにするため 0 措 置に + 分に 取 ŋ 組 λ で 1 な 11 木 材 関 連 事 業 者 に 対 L て 実 効

性 0 ある 指 導等を行うことにより、 合法 性 確 認 木 材等で な 1 木 材 等 \mathcal{O} 流 通 及 び 利 用 を 抑 制 すること。

七 違 法伐採 に係る木 材等 \mathcal{O} 流 通 \mathcal{O} 抑 制 に 向 け、 IJ ス ク 0) 低 1 国 産 材 0) 供 給 拡 大 が 図ら れ るよう、 国 産 材 0) 安 定 的 か 0

持続的な供給を可能とするための施策を推進すること。

八 木 材関 連 事業者による合法 性の 確認及び情報の伝達等につい て、 義務 付 けの 有 無に カ かわらず多くの 木 材 関 連事 業

者 が 取 ŋ 組 む よう、積 極的に 取 ŋ 組むことが木材関連事業者自らの メ IJ ツ \vdash 12 つながるような措置を講ずるとともに、

電子 的 に 手 続が 行えるシステムを含め事業者負担 一の軽減 が図ら れるよう、 必要な措置を講ずること。

九 森林 前 有 者 素 材 生産 販 売事 業者、 木 材関 連 事 業者 \mathcal{O} 相 互. 0 利 益 を確 保 し、 林 業 木 材産 業が持続 的 に 発 展 するこ

とができるようにするため、 流通 過 程に お 1 7 現場 \mathcal{O} 実 態 等 を 的 確 に 反 映 L た 価 格 形 成 が 行 わ れるよう、 必 要 な措 置

を講ずること。

十 木材関 連 事業者による合法性の確認や情報 0) 伝達等の実施状況 12 0 1 て、 チ エ ツ ク 体 制 を構築 し、 適切な指 及び

助言等を行うこと。

右決議する。